

1. 議事日程（第1日目）  
（予算決算常任委員会）

令和 6年 2月14日  
午後 1時00分 開会  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

（1）議案第1号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	新 田 和 明	委員	芦 田 宏 治
委員	山 根 温 子	委員	先 川 和 幸
委員	山 本 優	委員	熊 高 昌 三
委員	宍 戸 邦 夫	委員	秋 田 雅 朝
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（17名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	企 画 部 長	高 下 正 晴
福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志	産 業 部 長	森 岡 雅 昭
建 設 部 長	河 野 恵	教 育 次 長	柳 川 知 昭
財 政 課 長	沖 田 伸 二	社 会 福 祉 課 長	岡 野 あかね
商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生	下 水 道 課 長	佐々木 宏
教 育 総 務 課 長	内 藤 麻 妃	商 工 観 光 課 課 長 補 佐	小 野 光 基
給 食 セ ン タ ー 副 所 長	浮 田 健 治	財 政 課 財 政 係 長	小 野 哲 司

社会福祉課地域福祉係長 檜山貴治

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主任主事	實村峻

~~~~~○~~~~~

午後 1時00分 開会

- 石飛委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は14名です。  
定足数に達しておりますので、これより第10回予算決算常任委員会を開会します。  
本日の日程は、本日の定例会において本委員会に付託されました議案第1号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。  
まず審査の方法についてお諮りします。  
審査の方法は、お手元に配付しました「審査予定表」及び「2月補正予算（第8号）所管別事業名一覧表」を用いて審査し、企画部長の要点説明の後、質疑を行います。  
これに異議ありませんか。  
〔異議なし〕
- 石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。  
審査に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 では上程した補正予算1件について審査をいただきます。よろしくお願ひします。
- 石飛委員長 これより議案の審査に入ります。  
議案第1号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）の件を議題とします。  
補正予算全体の歳入及び歳出の要点について説明を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、要点の説明をいたします。  
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,499万6,000円を追加し、予算の総額を222億467万3,000円とするものです。  
主な内容については、説明資料の1ページをお開きください。  
電力・ガス・食料品等価格高騰関連としてここに挙げている各種事業を計上しています。  
今回新たに計上する主なものを2ページ、3ページで説明をいたします。  
まず2ページを御覧ください。  
この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が追加交付されたため、国が示した住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものです。  
対象世帯は1,000世帯と見込んでおり、申請受付は3月上旬から予定しています。  
次に支給金額ですが、本市では昨年6月の補正予算において、市独自

施策として住民税均等割のみ課税世帯に既に3万円を給付していることから、3万円給付を受けている世帯には10万円との差額、7万円を給付します。

続いて3ページをお開きください。

この事業は住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯の児童1人当たり国が示した子ども加算5万円に加えて、市独自施策として5万円の上乗せをして計10万円を給付するものです。対象児童は330人で、申請受付は3月上旬から予定しています。

ここで補正予算書に戻っていただいて、10ページ、11ページをお開きください。

歳入です。

15款の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3,416万7,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億806万2,000円増額しています。

16款の県支出金は、電力・ガス・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金を2,929万7,000円計上しています。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を8,653万円減額しています。

続いて、13ページをお開きください。

歳出です。

説明欄の上のほうの、価格高騰重点支援給付事業費9,547万円増額の主なものは、冒頭説明しました住民税均等割のみ課税世帯給付と、子ども加算給付に要する経費として、会計年度任用職員の報酬を112万8,000円、この欄の一番下の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金9,490万円などを増額するほか、昨年6月に事業計上した住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯への3万円給付事業が完了したため、その不用額を減額しております。

次に、商工業振興事業費は、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業が完了したため、その不用額を減額しております。

下水道事業会計事業費は、下水道事業の電気代高騰分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、財源を組み替えるものです。

給食センター運営事業費545万円の増額は、物価高騰による小・中学生の保護者の負担を軽減するため、学校給食費を支援するものです。

続いて、4ページに戻ってください。

繰越明許費の補正ですが、「価格高騰重点支援給付事業費」について、金額を5億7,588万4,000円に変更するものです。

以上で要点の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

南澤委員。

○南澤副委員長 13ページ、商工費の中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金の減額についてお伺いします。

6月の補正予算（第3号）で計上されたこの補助金ですが、当初1,160社、中小企業が1,130で農業者が30というふうな数値の見込みだったかと思うんですけども、実績はどのようなものになったんでしょうか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金の実績について、少し今整理させていただければと思います。

この補助事業ですが、原油、電気、LPガスなどエネルギー価格高騰の影響を受ける事業者に対し支援金を給付し、事業者の負担軽減を図る目的で実施してきました。先ほど言われましたように農業、林業、漁業を含む中小企業及び個人事業者を対象とし、2021年と2022年の対象費用を比較し、その差額を生じた事業者に支援した事業でございます。

受付期間が2023年8月21日から12月21日までの受付、2024年1月10日の支援金最終支払いで事業を完了したところです。

結果といたしましては、申請件数227件、支援金額1億40万7,000円でした。前年度実績、前年度実施した原油価格高騰緊急経済対策事業、また、電気料金高騰対策支援事業と比較しますと、申請方法を簡素化いたしまして決算書の比較ができるように簡素化を図りました。総じて、前年度実施した二つの支援事業と併せ、広く中小企業の事業者の負担軽減が図られ、事業の目的がおおむね達成できたものと考えております。

以上でございます。

○石飛委員長 補足説明ありませんか。中小企業の件数とか農業従事者の件数、それぞれ数字が出ますでしょうか。

松田課長。

○松田商工観光課長 先ほど全体数字227社としております。一番大きいのが製造業の63社、農林漁業におきましては27社、あとサービス業、小売業、そうしたところで全体で227社となっておりますのでございます。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 この財源で今まで過去コロナ関係の臨時交付金、地方創生臨時交付金というのは、用途は割とその自治体に任せられていて、最初使おうと思って余ったものは別の事業に転用するということが可能だったものもあると思うんですけども、今回のこれに関しては、余ったからといってほかに転用するということが可能なのでしょうか。

○石飛委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 今回、商工業振興事業費で不要になった国庫補助金については、今回新たに下水道事業会計事業費と給食センター運営事業費、こちらの事業へ充当するように考えております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

○金行委員 説明資料の2ページの、ガス・食品高騰価格支援事業の分ですが、支給金額なので2023年6月、3万円給付されたものでもらった人は7万円になるとありましたが、3万円もらった人でも住民課税者の被扶養者等々があるのはもらえなくなるってちょっと記憶があるんですが、それは全員もらえるんですかね、ちょっと1点お聞きしてみたいと。

○石飛委員長 岡野課長。

○岡野社会福祉課長 前回、均等割のみ課税世帯等の3万円給付、非課税の方もそうですが、3万円給付した方の中で、このたび12月議会で補正予算を可決していただきまして、非課税世帯への7万円給付、既に始まっておりますが、これらが該当しておられない方、前回3万円もらったんだけどこのたび通知を受け取っていないという方がいらっしゃいます。これについては、前回は扶養要件、課税者に扶養を受けている人のみで構成される世帯員のこの世帯は除くという。今回は国の規定どおりで行いますので、前回は基準日であるとかそういったところが市町の裁量、自治体の裁量で行っておったんですけれども、安芸高田市の場合は扶養要件を見ておりませんでした。非課税か均等割のみ課税世帯かというだけだったんですが、このたびは国の規定どおりに扶養を受けている、課税者により扶養を受けている方みの世帯ですね。お一人でも課税者からの扶養を受けておられない方がいらっしゃれば該当するんですが、全員が被扶養者だった場合は除くということで、該当にならないという方が何人か出ていらっしゃいます。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

田邊委員

○田邊委員 説明資料の2ページ、3ページの価格高騰重点支援事業についてなんですけど、すみませんちょっと僕の理解ができてなくて、要するに2ページのもの3ページのものがあるって、例えば2ページのほうで対象の方で子どもが2人いるということになれば30万円もらえるという、だから両方もらえるという考え方でいいんでしょうか。

○石飛委員長 岡野課長。

○岡野社会福祉課長 非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の方で18歳未満のお子さんがいらっしゃる方のところについては、お子さん1人につき10万円、それと均等割のみ課税世帯のところについては、原則10万円ではありますが、当市で既に3万円給付を受けておられる方については差額の7万円となるので、そこについてはだから27万円という計算になるかと思えます。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤副委員長 予算書13ページの教育費、学校給食費支援事業補助金についてお伺いします。

学校給食については、夏場だったかと思うんですけども、給食費の値上げが行われているかと思います。今回さらに給食費の支援事業ということなんですけれども、値上げがあったことと、今回の補助金が加算されてるところのどういう関係があるのか、値上げ分では足りなくて今回こういうことになったのかという辺りを詳しく説明いただければと思います。

○石飛委員長 内藤課長。

○内藤教育総務課長 今回は臨時交付金を使つての活用となります。物価高騰によって小・中学生の保護者の負担軽減というところで、給食費を補助ということになりました。つまり給食費を物価高騰により9月から値上げをしております。その値上げ分について、このたびの交付金充てて補助していくという考えです。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤副委員長 今の御説明だと値上げ分をこの補助金で充てるということは、値上げ分の請求をしないということによろしいのでしょうか。

○石飛委員長 内藤課長。

○内藤教育総務課長 既に9月から値上げをしておりますので、3月に入って値上げ幅分のところを還付等していきたいと思います。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、全ての審査を終了します。

ここで執行部退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時18分 休憩

午後 1時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて再開します。

これより議案第1号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○石飛委員長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の件を起立により採決します。

本案は、議案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石飛委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は全て終了しました。

なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言をお願いします。

(委員長一任。との声あり)

委員長一任ということがありました。

それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○石飛委員長

異議なしと認め、さよう決しました。

以上をもって、第10回予算決算常任委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時20分 閉会